（宅地建物取引業法の一部改正）

第二百七十九条　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

（道路法の一部改正）

第二百八十条　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第一項中「本条」を「この条」に、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「者は」を「者は、当該都道府県の知事又は当該市町村の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は」に、「審査請求」を「再審査請求」に改め、後段を削り、同条第三項中「基づき」の下に「都道府県、市町村その他の公共団体である」を、「者は、」の下に「当該公共団体の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は、都道府県である」を加え、「である主務大臣若しくはその地方支分部局の長又は都道府県」を削り、「審査請求」を「再審査請求」に改め、後段を削り、同条第四項を次のように改める。

4　第一項に規定する処分を除くほか、第二十条の規定による協議に基づき他の工作物の管理者である主務大臣又はその地方支分部局の長が道路管理者に代わつてした処分に不服がある者は、国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して審査請求をすることができる。

第九十六条第五項中「なんらの」を「何らの」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（航空法及び鉄道事業法の一部改正）

第二百八十一条　次に掲げる法律の規定中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

一　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十九条第八項

二　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二十二条第十一項

（臨時船舶建造調整法の一部改正）

第二百八十二条　臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「国土交通大臣は、」を削り、「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「異議申立て又は」を削り、「を受理したときは、異議申立人又は」を「に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、」に、「これらの者から」を「同法第十一条第二項に規定する審理員が」に、「より」を「よる」に、「を聴取しなければ」を「の聴取を行つた後にしなければ」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「規定による」及び「異議申立人又は」を削り、「審査請求人」の下に「及び利害関係人」を加え、「証拠を提出する機会を与え、並びに利害関係人に対し、当該事案について」を削り、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3　第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

（土地区画整理法の一部改正）

第二百八十三条　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第四項を次のように改める。

4　前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二章第三節（第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第五十一条の八第四項を次のように改める。

4　前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法第二章第三節（第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第五十五条第五項を次のように改める。

5　前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法第二章第三節（第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「都道府県都市計画審議会」と読み替えるものとする。

第六十九条第四項を次のように改める。

4　前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法第二章第三節（第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「国土交通大臣」と読み替えるものとする。

第七十一条の三第九項を次のように改める。

9　前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法第二章第三節（第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「国土交通大臣又は都道府県知事」と読み替えるものとする。

第百十七条の十九中「行政不服審査法による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、それぞれ組合若しくは区画整理会社又は独立行政法人都市再生機構の上級行政庁とみなす。

（道路整備特別措置法の一部改正）

第二百八十四条　道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項中「第五十三条」を「第五十三条第二項」に改め、同項第一号中「及び」を「若しくは」に改める。

第五十三条中「機構等がこの法律に基づいてした」を「この法律に基づく地方道路公社の」に改め、「地方道路公社が」を削り、「関してこの法律に基づいてした」を「関するこの法律に基づく地方道路公社の」に改め、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律に基づく機構の処分その他公権力の行使に当たる行為又はその不作為に不服がある者は、国土交通大臣に対して、審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

第百二十七条の二第一項中「行政不服審査法による」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、都道府県知事又は国土交通大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、それぞれ組合若しくは区画整理会社又は独立行政法人都市再生機構の上級行政庁とみなす。

第百二十三条第二項中「第百二十六条」の下に「及び第百二十七条の二第一項」を加える。

第百二十七条中「については、行政不服審査法による不服申立て」を「又はその不作為については、審査請求」に改める。